

【諮問第78号】

10川個審第12号

平成10年10月5日

川崎市教育委員会

委員長 布川光明様

川崎市個人情報保護審査会

会長 藤原淳一郎

個人情報訂正請求に対する一部承諾処分に関する不服申立てについて

(答申)

平成9年5月19日付け9川教庶第161号の2をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました個人情報訂正請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

不服申立人が行った、川崎市立小学校（以下「市立小学校」という。）における学校事故(平成7年6月14日)に関する川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が作成した「学校事故に係る法律上の責任の所在及びその他の法律関係について（伺い）」〔7川教庶第696号〕（以下「回議書」という。）の別紙「事故の状況・原因」欄中の記載「毎年度の始めに行う利用指導時間に周知に努めていたが」を「毎年度の始めに行う利用指導時間に周知に努め、前日にもAとBに注意を与えたが、（AとBが前日図書室で暴れていたときに）との訂正請求は妥当である。

2 不服申立ての趣旨

不服申立人は、平成9年3月3日付けで、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条の規定により、実施機関に対して、回議書の別紙「事故の状況・原因」欄中の記載「毎年度の始めに行う利用指導時間に周知に努めていたが」を「毎年度の始めに行う利用指導時間に周知に努め、前日にもAとBに注意を与えたが、（AとBが前日図書室で暴れていたときに）」に訂正し、また同欄記載の掃除機の延長管の直径と長さについても訂正するようとの個人情報の訂正請求を行った。

実施機関は、平成9年4月1日付けで、掃除機の延長管の直径と長さの訂正請求については承諾し、「毎年度の始めに行う利用指導時間に周知に努めていたが」の部分の訂正請求（以下「本件請求」という。）については、①追記の要求に当たること、②記載自体には誤りがないこと、③追記を求められている記載の内容が主として請求者本人以外の第三者の個人情報としての性質を有していること、から条例第14条の規定に基づく訂正請求の対象とならないため、という理由により承諾することができないとする一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対して、不服申立人は、平成9年5月12日付けで、実施機関に対して、「条例で保障された個人情報コントロール権は十分に尊重されなければならない、個別ケースに応じて当該個人情報の範囲を広く把握し、その内容の正確性を確保するために、事務執行に著しい支障がない限り、訂正（追記を含む）が認められるべき」との理由により、本件処分の取り消しを求めて不服申立てを行った（当審査会諮問第78号事件）。

3 不服申立人の主張要旨

「事実の記載に誤りがある」「追記なしの現記載自体が誤りといえる不備のある場合」に該当しているので訂正を請求する。

回議書の別紙の「事故の状況原因」欄は、事故の事実関係を調査記録したものであるとしているので、事実が記載されなければならない必要がある。

前日にもAとBは学校から注意を受けており、その事実がこの記録に存在するのとならないのでは事実として全く異なったものになり、現記載は事実として全く間違っている。

不服申立人が、後にナンバー2とされた事故報告書を賠償担当に渡すと、学校とは別に白紙の状態で調査すると言っていたにもかかわらず、市立小学校が作成した事故報告書を賠償担当の作成した記録と一体のものとして主張している。

前日AとBは注意をうけたが、クラス全員にも学級内の問題として注意指導がされた事実がある以上、AとBの個人情報ではない。

4 実施機関の主張要旨

個人情報の記録の訂正を請求できる場合について、条例第14条は「本人の個人情報の記録について事実の記載の誤りがあるとき」と規定している。

川崎市個人情報保護審査会は「事実の記載の誤りがあるとき」の判断基準を答申（平成3年9月12日付け3川個審第19号）において示しているので、実施機関は本件請求についてはこれに基づいて検討した。

本件請求が「追記要求」に当たることは明らかであるから、「追記なしの現記載自体が誤りといえる不備のある場合」と言えるかどうか、すなわち「毎年度の始めに行う利用指導時間に周知に努めていたが」という現記載が誤りであるかが問題となる。不服申立人は現記載自体には誤りがないことを前提として本件請求を行っており、相互に現記載の事実に関する争いは全くない。したがって、「追記なしの現記載自体が誤りといえる不備のある場合」と言えないことは明らかである。

本件請求において訂正が求められている現記載及び追記を求められている記載が「まさに訂正請求者の自己情報に当たる事実」であるかどうかであるが、これらの記載は、AとBが学校から受けた措置等に関するものであって、主として不服申立人以外のA及びBの個人情報としての性質を有していたことから、訂正請求の対象となりうる「まさに訂正請求者の自己情報に当たる事実」と言うことはできない。

本件請求に係る個人情報の記録については、条例第14条の規定に該当せず、同条に基づく訂正請求の対象とならないことから、本件請求については承諾できないとして、一部承諾処分決定をしたものである。また、条例で保障された自己情報の訂正請求権は、条例によって創設されたものであって、条例上の具体的な文言及び解釈に基づき個別に判断されるべきものである。

以上のことから、本件不服申立てには理由がないと考える。

5 審査会の判断

本件は、個人情報の訂正請求が申し立てられているものである。

本件での対象公文書は、実施機関が作成した回議書である。

本件における訂正請求の内容は、要するに、回議書における「事故の状況・原因」欄に「前日もAとBに注意を与えたが、（AとBが前日図書室で暴れていたときに）」という記載を追加してもらいたいというものである。

この請求は、いわゆる「追記要求」に当たる。

条例第14条は、個人情報の訂正請求は「本人の個人情報の記録について事実の記載の誤りがあるとき」にできるとしている。そして、「事実の記載の誤りがあるとき」の判断基準について、当審査会は、事実状況の評価的記述が不当であると批判される場合を含まず、客観的に判断できる事項の範囲であるとし、①訂正請求者の自己情報に当たる事実であること、②見方として記述された事実状況全体ではなく、個々に捉えられうる個別事実であること、③記載されていない個別事実の追記要求が認められるのは、その追記なしの現記載自体が誤りといえる不備のある場合に限られる、④個別事実の記載の「誤り」につき、請求者・不服申立人から決定的な証拠資料を提出したか、または比較的容易に真否の事実認定がなされる場合、を挙げている。

そこで、「追記要求」の場合には、③に徴し、判断されるべきと考える。この実施機関の判断方法は正当である。

そして、実施機関は、「毎年度の始めに行う利用指導時間に周知に努めていたが」という記載を現記載として、不服申立人との間で現記載の事実と争いはないので「追記なしの現記載自体が誤りと言える不備のある場合」には当たらないとしている。

しかし、市立小学校校長から実施機関にあてて作成された平成7年6月19日付け事故報告書(児童・生徒災害事故発生報告書)に「6. 学校でとった処置および経過」の欄中「8:30分頃…引き続き、「朝の会」で、前日の昼休みに図書室の中で遊んでいたので注意したのにもかかわらず、約束を守らなかったのがこんな事故が起きたのだと、学級全体に対して強く指導した」との記載があり、事故の前日にAとBに注意を与えたという事実については実施機関においても了知していたものと考えられる。

現記載は、「当該児童らにとって印象として残っていなかった」という部分につながるものであり、事故の原因との関係での当該児童の認識に関する前提事実である。そうだとすると、訂正請求の内容となっている「前日もAとBに注意を与えたが、(AとBが前日図書室で暴れていたときに)」という記載の有無は、当該児童の利用方法に関する認識の程度に影響を与えるものであり、「現記載自体が誤りといえる不備のある場合」に該当すると判断する。したがって、不服申立人の請求には理由がある。

川崎市個人情報保護審査会(五十音順)

委員 石井 尚 武
委員 大西 千枝子
委員 荏原 洋子
委員 藤原 淳一郎
委員 安富 潔